

- ◎新潟県訓令第8号
- ◎新潟県議会訓令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第2号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号

本 庁  
地 域 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員安全衛生管理組織規程（昭和52年4月新潟県訓令第10号、昭和52年4月新潟県議会訓令第2号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第2号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年3月31日

新 潟 県 知 事    花 角   英 世  
新 潟 県 議 会 議 長    青 柳   正 司  
新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長    氏 家   信 彦  
新 潟 県 代 表 監 査 委 員    井 上   智 美

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本庁 新潟県部制条例（昭和31年新潟県条例第58号）により設けられた部及び局、出納局、交通事故相談所、<u>労働相談所、鳥獣被害対策支援センター並びに委員会等をいう。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 各課所 <u>本庁各課</u>（本庁の課、室、センター及び事務局（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）並びに交通事故相談所、<u>労働相談所及び鳥獣被害対策支援センターをいう。以下同じ。</u>）、振興局事業所の各部（以下「振興局各部」という。）<u>及び地域事業所をいう。</u></p> <p>（報告）</p> <p><b>第22条</b> 事業所の長は、総括安全衛生管理者及び衛生管理者を選任したとき並びに産業医（本庁、振興局事業所及び常時50人以上の職員を有する地域事業所に選任されたものに限る。）が選任されたときは、<u>規則第2条第2項各号、第7条第3項各号又は第13条第2項各号に掲げる事項を、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権行使区分に従い、新潟県人事委員会又はそれぞれの事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に報告しなければならない。</u></p>	<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本庁 新潟県部制条例（昭和31年新潟県条例第58号）により設けられた部及び局、出納局、交通事故相談所並びに委員会等をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 各課所 本庁の課、室、センター及び事務局（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）並びに交通事故相談所（以下「<u>本庁各課</u>」という。）、振興局事業所の各部（以下「<u>振興局各部</u>」という。）<u>並びに地域事業所をいう。</u></p> <p>（報告）</p> <p><b>第22条</b> 事業所の長は、総括安全衛生管理者及び衛生管理者を選任したとき並びに産業医（本庁、振興局事業所及び常時50人以上の職員を有する地域事業所に選任されたものに限る。）が選任されたときは、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権行使区分に従い、新潟県人事委員会又はそれぞれの事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に、<u>規則第2条第2項（規則第4条第2項において準用する場合を含む。）、第7条第2項又は第13条第2項に規定する報告書を提出</u>しなければならない。</p>